

第九条及び第十条 削除

法律の適用に関する経過措置)
第九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。) 第二条第二項第三号の規定の適用については、同号中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「第十四条第一項第七号」とあるのは「第二十二条第二項第六号」とする。

2| 前項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間ににおける組織的犯罪处罚法別表の規定の適用については、同表第三十六号中「第一百九十六条」とあるのは「第一百九十六条又は第二百九十六条の二」と、同表第三十七号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条又は第七十八条の二」とする。
3| 第一項に規定する場合には、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)附則第四条の規定は、適用しない。
(施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置)

第十条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで

、第十条及び第十一條の規定は、一部施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正前の意匠法第六十九条の罪、第三条の規定による改正前の実用新案法第五十六条の罪、第五条の規定による改正前の不正競争防止法第二十二条第二項の罪又は附則第十二条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)第五十六条以下「平成五年旧実用新案法」という。)により生じ、若しくは当該第一項の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの中の罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して一部施行日後にして行われたとしても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪处罚法第二条第二項第一号の犯罪収益となす。

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十二条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)の一部を次のように改正する。(略)

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十二条 平成五年旧実用新案法の一部を次のように改正する。(略)